

登録申請書記載上の注意事項

第1面

①【日付】

この日付は書類作成日ではなく、申請書提出日を記載する。

②【宛名】

記載例のとおり「関東財務局長」と記載する。

③【住所】

記載に関しては、「1-1」ではなく、「1丁目1番地」のように丁目番地等を省略せず、以下の書面と同様に記載する。(ビル名等も記載する。)

- ・国内法人・・・登記上の本店住所を記載する。
- ・外国法人・・・国内の営業所又は事務所の住所を記載する。
- ・個人・・・住民票住所(現住所)を記載する。

④【商号又は名称】

- ・法人・・・登記上の商号を記載する。
- ・個人・・・商号登記をしている場合はその商号を、商号登記していない場合は屋号等の名称を記載することができる。

⑤【代表者氏名】

- ・外国法人・・・国内における代表者名(第二種金融商品取引業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。)を記載する。

第2面

【* 登録番号】

新規登録申請時には、何も記載せず空欄とする。

【1 法人・個人の別】

該当箇所を○で囲む。

【2 商号又は名称】

第1面と同様に記載する。

【3 氏名】

個人の場合は氏名を記載する。法人の場合は空欄とする。なお、氏を改めた者においては、旧氏及び名を()書きで併せて記載することができる。

外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、()書きで併せて記載することができる。

【4 資本金の額又は出資の総額】

【5 役員の氏名又は名称】

【6 法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名】

【7 助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名】

【8 業務の種別】

4から8までの事項は、法人・個人とも、該当しない場合でも、「別添〇のとおり」と記載する。

【9 投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者（令第15条の4の2に規定する者をいう。以下同じ。）に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにあっては、その旨】

「該当なし」と記載する。

【10 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨】

「電子募集業務を行う」、「電子募集取扱業務を行う」又は「該当なし」と記載する。

「(有価証券の種類)」には「法第2条第2項第1号に掲げる信託の受益権」、「法第2条第2項第5号に掲げる権利」などの取り扱う有価証券の種類又は「該当なし」と記載する。

【11 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨】

「該当なし」と記載する。

【12 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨】

「第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う」又は「該当なし」と記載する。

「(有価証券の種類)」には「法第2条第2項第5号に掲げる権利」などの取り扱う有価証券の種類又は「該当なし」と記載する。

【13 電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨】

「電子申込型電子募集業務を行う」、「電子申込型電子募集取扱業務を行う」又は「該当なし」と記載する。

【14 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（15の場合を除く。）にあっては、その旨】

「該当なし」と記載する。

【15 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあっては、その旨】

「高速取引行為を行う」又は「該当なし」と記載する。

【16 14又は15の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨】

「該当なし」と記載する。

【17 有価証券とみなされる権利（第6条の4に定めるものに限る。以下同じ。）についての法第2条第8項第1号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨】

電子記録移転有価証券表示権利等についての法第2条第8項第1号から第10号に掲げる行為を業として行う場合には、「有価証券とみなされる権利についての法第2条第8項第1号から第10号に掲げる行為を業として行う」と、行わない場合には、「該当なし」と記載する。

【18 有価証券とみなされる権利又は金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨】

電子記録移転有価証券表示権利等又は金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる行為を業として行う場合には、「有価証券とみなされる権利又は金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる行為を業として行う」と、行わない場合には、「該当なし」と記載する。

【19 有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨】

「該当なし」と記載する。

【20 暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨】

暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる行為を業として行う場合には、「暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる行為を業として行う」と、行わない場合には、「該当なし」と記載する。

【21 暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨】

「該当なし」と記載する。

【22 貸付事業等権利についての法第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨】

行う場合は「貸付事業等権利についての法第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為を業として行う」と、行わない場合には、「該当なし」と記載する。

【23 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地】

法人・個人とも、「別添6のとおり」と記載する。

【24 投資運用関係業務を委託する場合には、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容】

法人・個人とも、「別添7のとおり」と記載する。

【25 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第4項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称】

法人・個人とも、「別添8のとおり」と記載する。

【26 他に行っている事業の種類】

法人・個人とも、該当しない場合でも、「別添9のとおり」と記載する。

【27 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称】

新規登録申請時には、登録後に加入する協会又は利用登録をして対象事業者となる認定投資者保護団体の名称の後ろに「(予定)」と付記する（金融商品取引業登録後、加入又は利用登録が完了したら、それぞれの名称に付記した「(予定)」を削除して、削除した後の2面にかかる登録申請書記載事項の変更届を行う）。

該当する団体がない場合は、「該当なし」と記載する。

【28 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号】

該当する取引所がない場合は、「該当なし」と記載する。

【29 第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項】

法人・個人とも、該当しない場合でも、「別添10のとおり」と記載する。

【30 第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみ行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務若しくは非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第4項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称】

「該当なし」と記載する。

【31 商品デリバティブ取引関連業務を行う場合には、加入する投資者保護基金（法第 79 条の 49 第 2 項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称】

「該当なし」と記載する。

【32 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称】

「国内における代理人の氏名、商号又は名称」を記載する。なお、外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（ ）書きで併せて記載することができる。該当しない場合には「該当なし」と記載する。

第 3 面

①【商号、名称又は氏名】

- ・法人・・・登記上の商号を記載する。
- ・個人・・・商号登記をしている場合はその商号を、商号登記していない場合は屋号等の名称を記載することができる。

②【資本金の額又は出資の総額】

- ・法人・・・登記上の「資本の額」を記載する。
- ・個人・・・「該当なし」と記載する。

③【年月日】

原則、登録申請書の提出日現在の資本金の額等を記載する。

④【持込資本金の額】

第一種業を行おうとする外国法人の場合は、資本金に対する資産のうち国内に持ち込むものの額を記載する。

外国通貨換算には、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（財務大臣公示）を用いること。（日本銀行ホームページ参照）

第 4 面

①【役員の氏名又は名称】

役員は、取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者を記載することとし、登記上の「役員に関する事項」欄に合わせて記載する。

②【氏名又は名称】

氏名については住民票に合わせて記載する。（氏名の漢字の字体〔例：高⇒高〕に注意する。）

なお、氏を改めた者においては、旧氏及び名を（ ）書きで併せて記載することができる。

③【役職名】

対外的に使用する役職名を記載し、履歴書記載事項と統一する。

(例：代表取締役、取締役兼東京支店長、等)

④【日付（年月日現在）】

右上の日付は、登録申請書の提出日を元号も含め記載する。以下、第5面から第11面まで同様。

第5面

①【金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名】

金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者及び部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を記載する。

取締役が使用人を兼務している場合であっても省略せずに記載する（以下、第6面も同様）。

②【氏名】及び【役職名】

第4面の記載例を参照。

第6面

①【投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名】

投資助言業務に関し、助言を行う部門を統括する者及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者を記載する。

投資助言業務又は投資運用業務を行わない場合は、「該当なし」と記載する。

②【氏名】及び【役職名】

第4面の記載例を参照。

第7面

【業務の種別】

行おうとする業務の番号を○で囲む。

第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合、「9 第二種金融商品取引業」の番号「9」を○で囲む。

（年月日）は、新規登録申請時には何も記載せず空欄とする。

第8面

①【本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地】

金融商品取引業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備の名称及び所在地を記載する。

所在地にはビル名（階数含む）も記載すること。金融商品取引業を一切行わない営業所は記載不要。

なお、営業所又は事務所とは、法人の場合には、登記上の本店又は支店がこれに該当するが、登記上の支店でなくとも、客観的に見て営業所と見られるものも含まれる。

②【名称】

使用している名称を記載する。（例：本店、本社、日本支店、東京支店）

第9面

【無人の営業所又は事務所の状況】

無人の営業所又は事務所については、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局ごとに、無人の営業所又は事務所の数を記載し、これらを統括する営業所又は事務所の名称及び所在地を記載する。

第10面

【投資運用関係業務を委託する場合には、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容】

「該当なし」と記載する。

第11面

【投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合には、法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称】

「該当なし」と記載する。

第12面

【他にしている事業の種類】

登記上の会社目的を全て記載するのではなく、金融商品取引業以外で実際に行っている業務を記載する。

該当がない場合は「該当なし」と記載する。

第13面

【第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号までに掲げる事項】

該当する業、業務または行為の番号を○で囲む。

該当がない場合は「該当なし」と記載する。

添付書類

(1) 登録申請者の誓約書（登録の拒否事由に該当しないことを誓約する書面）

記載例を参考にして、以下の要領で記載する。

- ① 日付は、書類作成日を記載する。
- ② 宛名は、記載例のとおり「関東財務局長」と記載する。
- ③ 商号は、第1面の記載例を参照して下さい。

(2) 業務の内容及び方法を記載した書類

「業務の内容及び方法」の記載について（記載例）を参考に作成し、添付する。

(3) 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

「業務執行体制」の記載について（記載例）を参考に作成し、添付する。

(4) 登録申請者（法人の場合は役員全員）並びに第5面及び6面に記載した重要な使用人の履歴書、住民票の抄本、官公署の証明書及び誓約書（内閣府令第9条第2号・第3号）

法人の場合は、役員のほか、取締役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、住民票の抄本、官公署の証明書及び誓約書を添付する。

個人の場合は、申請者及び重要な使用人の履歴書、住民票の抄本及び官公署の証明書、並びに重要な使用人の誓約書を添付する。

イ【履歴書】記載例を参考にして、役員、使用人毎に作成する。

- ① 氏名は、第4～6面に合わせて記載する。
- ② 役職名等も、第4～6面に合わせて記載する。個人の場合は「事業主」と記載する。
- ③ 職歴及び兼職状況については、証券関係の業務以外も含め、全ての職歴を期間漏れのないよう記載し、他の金融商品取引業者の職歴は部署名毎に、役員としての職歴は役職毎に記載する。

就業していない期間は、「無職」又は「求職期間」などと記載する。

- ④ 賞罰欄は、金融商品取引法第29条の4第1項第2号ハからリに係るものは全て記載することとし、該当がない場合は、「該当なし」と記載する。
- ⑤ 日付は、作成日とし、氏名を記載する。

ロ【住民票の抄本】「住所」、「氏名」、「生年月日」の項目が記載されていて、個人番号（マイナンバー）の項目が記載されていないものを提出する。

個人番号（マイナンバー）の項目が記載されているものについては、個人番号（マイナンバー）部分を復元できない程度にマスキングして提出する。

ハ【官公署の証明書】破産者ではない証明として本籍地の市区町村が発行する「身分証明書」を提出する。

二【誓約書】記載例を参考にして、役員、使用人毎に作成する。

- ① 現住所を記載し、氏名を自署する（記名でも可）。
- ② 宛名は、記載例のとおり「関東財務局長」と記載する。

※日本に非居住の外国人が役員等に存在する場合、以下のものを提出する。

- ・ 国籍、住所、氏名、生年月日、性別、法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ロに該当しない者であることについての宣誓供述書
- ・ 法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書

（上記、宣誓供述書の提出が困難な場合には要相談。）

- ・ 履歴書

（上記のいずれにも和訳文を添付してください。）

（5）特定関係者（親法人等、子法人等及び持株会社）の状況を記載した書類

特定関係者については、金融商品取引法施行令第 15 条の 16 の親法人等の定義に基づき、次に掲げる事項を記載した書類を作成する。

なお、外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者は「親法人等」及び「子法人等」から除かれる（金融商品取引業等に関する内閣府令第 32 条第 3 号）ことから、「持株会社」に該当する場合のみ記載する。

イ 商号又は名称

ロ 資本金の額、基金の総額又は出資の総額

ハ 本店又は主たる事務所の所在地

ニ 事業の種類

ホ 登録申請者と特定関係者との間の資本関係、人的関係及び最近 1 年間の業務上の関係

ヘ 親法人等、子法人等又は持株会社のいずれに該当するかの別

（6）申請者が法人である場合の添付書類

- ① 定款
- ② 最終の貸借対照表及び損益計算書（いずれも関連する注記を含む）
- ③ 第二種金融商品取引業協会に加入しないときは、第二種金融商品取引業にかかる業務に関する社内規則

（7）登録免許税領収書

納付額は 15 万円（登録免許税法）。

電子納付もしくは納付書による窓口納付の方法により納付する。

○電子納付の場合

金融庁電子申請・届出システムを利用して、インターネットバンキング又は A T M から Pay-easy（ペイジー）にて納付する。

○納付書による窓口納付の場合

日本銀行、日本銀行歳入代理店、日本郵便株式会社の各郵便局及び収納を行う税務署で納付する。

納付先税務署は、関東財務局を管轄する浦和税務署とする。